

千葉市公告第411号

千葉市公共下水道事業受益者分担金条例（平成8年千葉市条例第25号）第3条第1項の規定により、公共下水道事業受益者分担金の賦課対象区域を定めたので公告します。

令和5年5月11日

千葉市長 神谷俊一

1 賦課対象区域

印旛処理区

花見川区 天戸町、武石町一丁目、長作町、幕張町二丁目、幕張町四丁目

稲毛区 長沼原町

南部処理区

若葉区 小倉町、小倉台六丁目、川井町、高品町、多部田町、原町、若松町

緑区 刈田子町、椎名崎町、高田町、土気町、平山町、誉田町二丁目、
茂呂町

の一部

関係図は、千葉市建設局下水道企画部下水道経理課において、公告日以降供覧します。